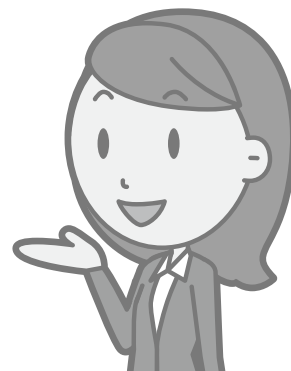


男女共同参画施策苦情処理制度をご存知ですか？

大阪市では、男女共同参画社会の実現をめざして、大阪市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する施策についての苦情処理制度を平成15年から設けています。

市民のみなさんからの男女共同参画に関する施策の苦情を大阪市男女共同参画苦情処理委員が公正・中立な立場で調査し、市は苦情処理委員の意見を踏まえ適切な処理を行います。



申出の対象

市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情が対象となります。

申出のできる方

大阪市内に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体の方

申出方法

詳しくは、大阪市男女共同参画施策苦情処理制度リーフレットまたは市民局ホームページに掲載していますので、ご参照ください。また、電子申請を利用した申出もできます。

リーフレット 設置場所

大阪市役所(4階市民局男女共同参画課)、クレオ大阪各館
大阪市役所ホームページ

申出窓口・ お問い合わせ

大阪市市民局男女共同参画課
電話:06-6208-9156 FAX:06-6202-7073

男女共同参画施策推進基金へのご寄附をお待ちしております

～男女がともに輝く豊かで活力ある社会をめざして～



「大阪市男女共同参画施策推進基金」は、安定した財政基盤のもとに計画的かつ総合的に男女共同参画施策を推進するため、平成4年4月に設置されました。

これまで、この基金を活用し、男女共同参画施策を推進する拠点施設(クレオ大阪)の整備や男女共同参画社会の形成に関する様々な事業を展開してまいりました。現在では、みなさまのご寄附等を活用して、ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業なども実施しております。

これからもこの基金を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。「ふるさと寄附金」としての当基金への寄附も可能ですので、みなさまの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

大阪市役所ホームページ